

6 特定減額により給料月額が減額された者の算定方法

※60歳以降の給料月額が7割支給となる者について、請求書の「特定減額」欄にその旨を記載すること（請求書は令和5年12月1日適用の様式を使用すること）

※定年年齢 改正前：60歳、改正後65歳の場合

(1)年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(2)勤続年数	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年
(3)支給率（定年）	②43.81695	45.32355	④46.83015	47.709	47.709	47.709	47.709	⑥47.709
(4)給料月額	①415,000	③400,000		⑤280,000				
		※特定減額による減額		※60歳時の給料月額の7割支給				

(5)65歳退職時の支給率で算定 $(① \times ②) + ⑤ \times (⑥ - ②) = 19,273,808$

(6)60歳退職時の支給率で算定 $(① \times ②) + ③ \times (④ - ②) = 19,389,314$

(7)退職手当基本額 **(5) < (6)のため、19,389,314円**